## 伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業にかかるQ&A⑦

令和3年2月19日

## 【サービス利用】

Q1 サービスの併用について 通所型サービスを併用して利用することができるか。

A. 総合事業では、通所型サービス間での併用は、下表のとおり、通所型サービスBのみ併用して利用することができます。なお、訪問型・通所型の異種サービス間は併用可能です。

	併用可	併用不可
通所介護相当サービス	• 通所型サービスB	<ul><li>通所型サービス A</li><li>通所型サービス C</li><li>(元気はつらつプログラム)</li></ul>
通所型サービスA	• 通所型サービスB	<ul><li>通所介護相当サービス</li><li>通所型サービス C (元気はつらつプログラム)</li></ul>
通所型サービスB	<ul><li>・通所介護相当サービス</li><li>・通所型サービス A</li><li>・通所型サービス C</li><li>・元気はつらつプログラム)</li></ul>	
通所型サービス C (元気はつらつプログラム)	・通所型サービスB	<ul><li>通所介護相当サービス</li><li>通所型サービス C</li><li>(元気はつらつプログラム)</li></ul>